

定期講習の受講について

国土交通省住宅局建築指導課

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課

一級建築士、二級建築士、木造建築士の定期講習

建築士法の規定により、**建築士事務所に所属するすべての建築士**は、登録講習機関が行う定期講習を3年以内ごとに受講しなければなりません。受講期限内に受講しない場合は、**戒告または2ヶ月間の業務停止処分**の対象となります。

<受講期限について>

①受講経験がある場合

- ・前回受講した年度の翌年度の開始日（4月1日）から起算し、3年後の3月31日までが受講期限。
- ・前回受講後に所属建築士でなくなり、前回受講した年度から3年度以上経ってから再び所属建築士になった場合は、遅滞なく定期講習を受けなければいけません。

②受講経験がない場合

- ・建築士試験に合格した年度の翌年度の開始日（4月1日）から起算し、3年後の3月31日までが受講期限。
- ・建築士試験に合格した年度から3年度以上経ってから所属建築士になった場合は、遅滞なく定期講習を受けなければいけません。

構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の定期講習

建築士法の規定により、**構造設計一級建築士**又は**設備設計一級建築士**は、登録講習機関が行う「構造設計一級建築士定期講習」又は「設備設計一級建築士定期講習」を3年ごとに受講しなければなりません。受講期限内に受講しない場合は、**戒告または2ヶ月間の業務停止処分**の対象となります。

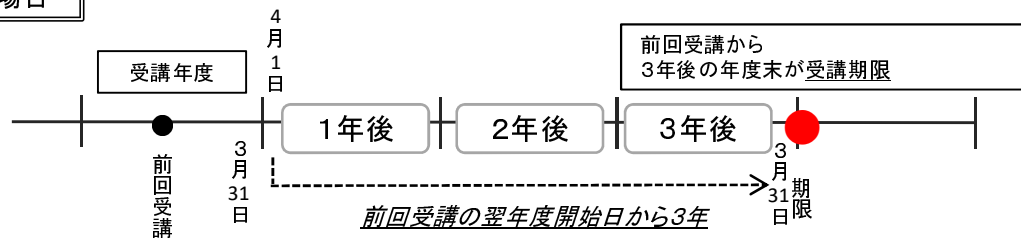
- ・これらの定期講習は、上記の「一級/二級/木造建築士の定期講習」と異なり、**建築士事務所に所属しているか否かに関わらず、すべての構造/設備設計一級建築士に受講義務**があります。
- ・受講期限は、構造/設備設計一級建築士証の交付（新規）又は構造/設備設計一級建築士定期講習を修了した年度の翌年度の開始日（4月1日）から起算し、3年後の3月31日までとなります。

※ 申込み・講習に関する問い合わせについては、各登録講習機関へ直接ご連絡ください。

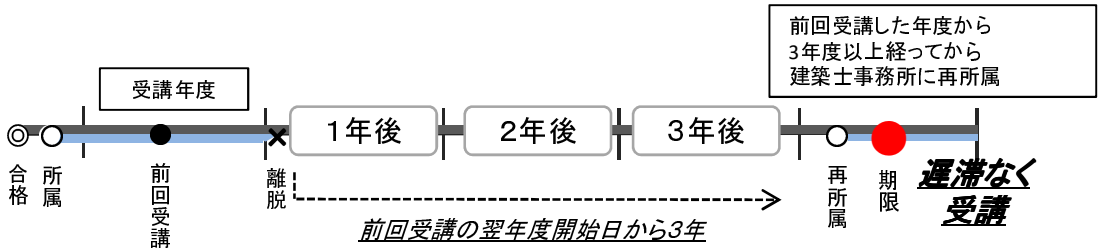
受講期間

受講経験がある方の場合

建築士法施行規則
17条の36
[原則]
受講経験あり

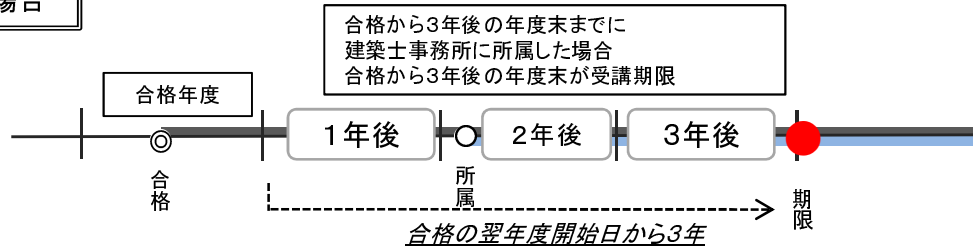


建築士法施行規則
17条の37ハ
[例外]
受講経験あり、前回受講から3年経過後に再所属

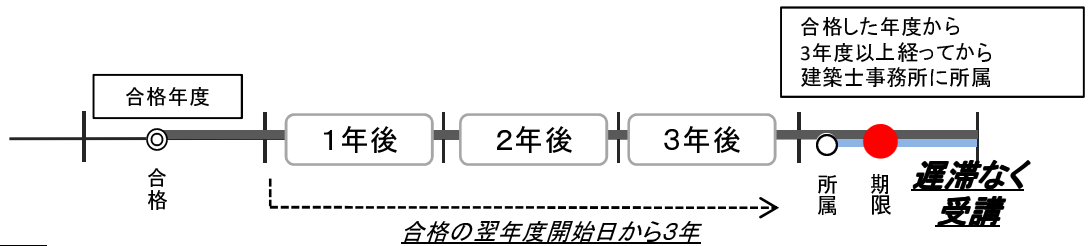


受講経験がない方の場合

建築士法施行規則
17条の37イ
[例外]
受講経験なし、合格の翌年度開始日から3年以内に所属



建築士法施行規則
17条の37ロ
[例外]
受講経験なし、合格の翌年度開始日から3年経過後に所属



登録講習機関一覧

講習機関名	実施している講習	ホームページ
(公財) 建築技術教育普及センター	一級、二級、木造、 構造一級、設備一級	http://www.jaieic.or.jp/
(株) 日建学院	一級、二級	http://www.nik-g.com/
特定非営利活動法人 住宅福祉サービス	一級、二級、木造	http://www.jfs2001-2.com/
(株) 総合資格学院法定講習センター	一級、二級	http://www.shikaku-center.jp/
ビューローベリタスジャパン(株)	一級、二級	http://www.bvjc.com/
特定非営利活動法人 東京土建ATEC	一級、二級、木造	http://www.doken-atec.jp/
特定非営利活動法人 埼玉土建建築支援センター	一級、二級、木造	http://kenchikushiencenter.jp/
(株) E R I アカデミー	一級、二級	http://www.a-eri.co.jp/
(株) 確認サービス	一級、二級、木造、 構造一級、設備一級	http://www.kakunin-s.com/

《建築士事務所開設者の皆様へ》

定期講習の受講について

国土交通省住宅局建築指導課

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課

- 下に示すとおり、建築士法の規定により建築士事務所に所属する建築士等は登録講習機関が行う定期講習を3年以内ごとに受講しなければなりません。受講期限内に受講しない場合は**戒告または2ヶ月間の業務停止処分**の対象となります。
- **管理建築士が処分を受けた場合は、建築士事務所の開設者も事務所閉鎖等の処分対象**となりますのでご注意ください。

一級建築士、二級建築士、木造建築士の定期講習

建築士法の規定により、**建築士事務所に所属するすべての建築士**は、登録講習機関が行う定期講習を3年以内ごとに受講しなければなりません。受講期限内に受講しない場合は、**戒告または2ヶ月間の業務停止処分**の対象となります。

<受講期限について>

①受講経験がある場合

- ・ 前回受講した年度の翌年度の開始日（4月1日）から起算し、3年後の3月31日までが受講期限。
- ・ 前回受講後に所属建築士でなくなり、前回受講した年度から3年度以上経ってから、再び所属建築士になった場合は、遅滞なく定期講習を受けなければいけません。

②受講経験がない場合

- ・ 建築士試験に合格した年度の翌年度の開始日（4月1日）から起算し、3年後の3月31日までが受講期限。
- ・ 建築士試験に合格した年度から3年度以上経ってから所属建築士になった場合は、遅滞なく定期講習を受けなければいけません。

構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の定期講習

建築士法の規定により、**構造設計一級建築士**又は**設備設計一級建築士**は、登録講習機関が行う「構造設計一級建築士定期講習」又は「設備設計一級建築士定期講習」を3年ごとに受講しなければなりません。受講期限内に受講しない場合は、**戒告または2ヶ月間の業務停止処分**の対象となります。

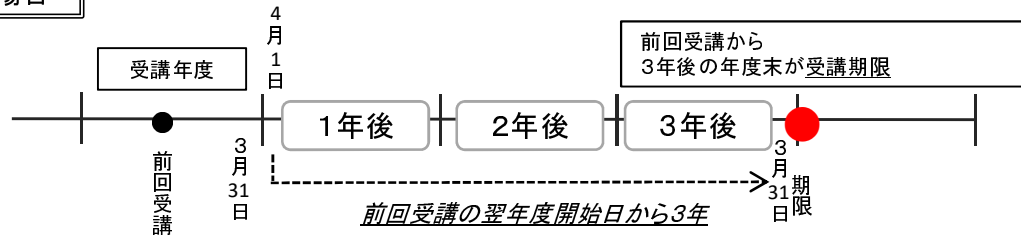
- ・ これらの定期講習は、上記の「一級/二級/木造建築士の定期講習」と異なり、**建築士事務所に所属しているか否かに関わらず、すべての構造/設備設計一級建築士に受講義務**があります。
- ・ 受講期限は、構造/設備設計一級建築士証の交付（新規）又は構造/設備設計一級建築士定期講習を修了した年度の翌年度の開始日（4月1日）から起算し、3年後の3月31日までとなります。

※ 申込み・講習に関する問い合わせについては、各登録講習機関へ直接ご連絡ください。

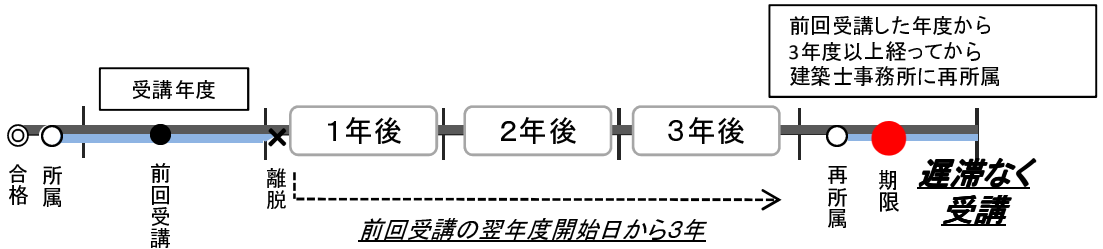
受講期間

受講経験がある方の場合

建築士法施行規則
17条の36
[原則]
受講経験あり

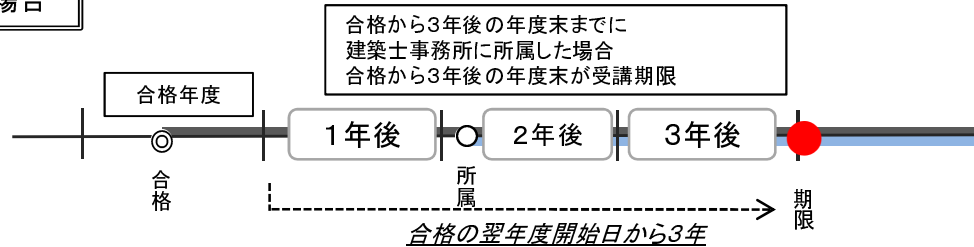


建築士法施行規則
17条の37ハ
[例外]
受講経験あり、前回受講から3年経過後に再所属

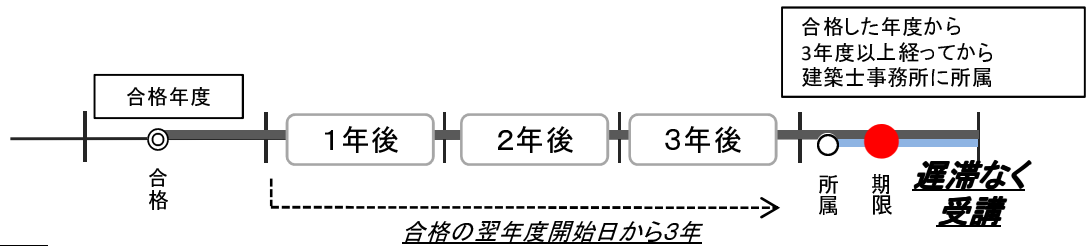


受講経験がない方の場合

建築士法施行規則
17条の37イ
[例外]
受講経験なし、合格の翌年度開始日から3年以内に所属



建築士法施行規則
17条の37ロ
[例外]
受講経験なし、合格の翌年度開始日から3年経過後に所属



登録講習機関一覧

講習機関名	実施している講習	ホームページ
(公財) 建築技術教育普及センター	一級、二級、木造、構造一級、設備一級	http://www.jaieic.or.jp/
(株) 日建学院	一級、二級	http://www.nik-g.com/
特定非営利活動法人 住宅福祉サービス	一級、二級、木造	http://www.jfs2001-2.com/
(株) 総合資格学院法定講習センター	一級、二級	http://www.shikaku-center.jp/
ビューローベリタスジャパン(株)	一級、二級	http://www.bvjc.com/
特定非営利活動法人 東京土建ATEC	一級、二級、木造	http://www.doken-atec.jp/
特定非営利活動法人 埼玉土建建築支援センター	一級、二級、木造	http://kenchikushiencenter.jp/
(株) E R I アカデミー	一級、二級	http://www.a-eri.co.jp/
(株) 確認サービス	一級、二級、木造、構造一級、設備一級	http://www.kakunin-s.com/